

令和元年度第1回 碧南市障害者差別解消支援地域協議会 次 第

日時 令和元年6月25日（火）
碧南市地域自立支援協議会終了後
午後3時頃

場所 へきなん福祉センターあいくる
会議室1・2・3

1 あいさつ

2 議題

(1) 平成30年度の実施について

(2) 令和元年度の実施について

(3) 平成30年度の障害を理由とする差別に関する事例について

(4) 協議会委員の任期の更新について

3 その他

碧南市障害者差別解消支援地域協議会設置規程

(設置)

第1条 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）第17条第1項の規定に基づき、障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、碧南市障害者差別解消支援地域協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 障害を理由とする差別に係る紛争の防止及び解決に関すること。
- (2) 障害を理由とする差別に係る相談事例の共有及び相談体制の整備に関すること。
- (3) 障害を理由とする差別の解消を目的とした研修及び啓発に関すること。
- (4) その他障害を理由とする差別の解消に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 障害児者関係団体の代表者
- (3) 医療機関の代表者
- (4) 障害福祉サービス又は障害児通所支援関係団体の代表者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長を置く。

2 会長は、市長が任命し、副会長は会長が指名する。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を依頼し、意見を求めることができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、福祉こども部福祉課において処理する。

附 則

この規程は、平成29年5月29日から施行する。

議題（１）平成３０年度の取り組みについて

１ 事業所訪問の実施

事業所部会と連携し、市内全事業所に虐待防止チェックリストを用いた点検を実施。その後、各事業所に巡回相談に伺い、事業所の虐待防止に向けた取り組み状況を確認するとともに、障害者の権利擁護に向けた取り組みの推進を図った。

２ 講演会の実施

成年後見支援センター等と連携し、成年後見制度の周知に関する講演会を実施。落語家桂ひな太郎氏による成年後見制度を絡めた落語講演会や成年後見支援センターの職員と共に成年後見制度について説明を行った。

３ 障害者差別解消支援地域協議会の設置

地域における障害者差別に関する相談等について情報を共有し、障害者差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される組織
構成団体

碧南市手をつなぐ育成会、碧南市身体障害者福祉協会、NPO法人ハートフルあおみ民生委員児童委員協議会、衣浦東部保健所、刈谷公共職業安定所碧南出張所、西三河南部西障害者就業・生活支援センターくるくる、刈谷病院、碧南ふれあい作業所、ガイア相談支援センター、社会福祉協議会及び愛知教育大学

議題（２）令和元年度の取り組み

１ 継続して事業所訪問を実施し、事業所の虐待防止に向けた取り組み状況を確認するとともに、障害者の権利擁護に向けた取り組みを推進する。

２ 事業所部会と連携し、事業所における虐待防止チェックリストを用いた点検の実施や、職員向け研修を開催する。

３ 成年後見支援センター等と連携し、成年後見制度の周知や障害者の権利擁護に関する周知活動を実施する。

議題（３）平成３０年度の障害を理由とする差別に関する事例について

碧南市では平成３０年度に差別に関する事例はありませんでした。

県で報告された主な事例は以下のとおりです(抜粋)。

事例No.	1		
分野	教育	障害の種別	発達障害
事例の結果	解決した。		
事案の概要	①相談内容		
	<p>専門学校の入學について、ホームページで確認したところ、受験の際の注意事項に精神の障害がある方は応募できない旨が記載されていた。発達障害を隠して受験することは法的に問題があるのか、精神障害がある者の受験不可は、正当なのか。</p>		
	②相談への対応		
	<p>ホームページを確認し、不当な差別にあたる疑いがあると判断。文部省の対応指針等を確認し、学校訪問。ホームページはすぐ改訂された。</p>		
	③対応後の状況		
	<p>ホームページでの表記が「次に該当する方は入学事務局にご相談ください。」という内容に変更されている。</p>		
	④結果		
<p>事業者が「不当な差別的取扱い」であることを認め改善し、障害者の理解も得られた。</p>			

事例No.	2		
分野	交通機関の利用	障害の種別	知的障害
事例の結果	解決した。		
事案の概要	①相談内容		
	<p>コミュニティバスに乗車していた知的障害の子どもが、気分が良くなり独語が大きくなった際、運転手に注意された。学生が騒いでも注意されないのを見て理不尽に感じた。運転手から「バスに乗るだけなら乗らないで」「一周しないで」等注意されたこともある。</p>		
	②相談への対応		
<p>運行バス事業所に対して、障害者差別解消法に基づき、合理的配慮の提供をするように求めた。障害者対応マニュアルの作成や研修等を通</p>			

	じ、障害者理解の促進を助言した。
	③対応後の状況
	乗車時の配慮の提供がされている。
	④結果
	事業者が「合理的配慮の不提供」であることを認め、対応等を改善し、障害者の理解も得られた。